第４　端数処理
１　免除の際の端数の処理
元本等債権の免除において生じる免除額の１円未満の端数は、切り捨てる。
２　分割弁済における端数の処理
更生債権等に対する分割弁済において生じる１円未満の端数については、最終弁済期日の分割弁済分以外はそれぞれ切り上げ、最終弁済期日の前回までの分割弁済額の合計額を弁済額から控除した金額を最終弁済期日の弁済額とする。

第４章　未確定更生債権等の措置
第１節　更生債権査定の申立て等
第１　更生債権査定申立て
別表15「未確定一般更生債権一覧表」記載の更生債権については、管財人が同表「認めない額」欄記載のとおり認めないとの認否をしたため、同表記載の債権者から、「一般更生債権査定申立額」欄記載の額について更生債権査定申立てがなされ、現在係属中である。
第２　更生債権に関する訴訟
別表16「係属中の訴訟一覧表」記載の更生債権については、更生手続開始決定前から更生会社に対する訴訟が係属していたところ、更生手続開始により会社更生法第52条第１項に基づき中断し、管財人が同表「認めない額」欄記載のとおり認めないとの認否をしたため、同表「受継申立額」欄記載の額について訴訟受継の申立てがなされ、現在訴訟が係属中である。
第２節　未確定更生債権等の措置
別表15「未確定更生債権一覧表」及び別表16「係属中の訴訟一覧表」記載の更生債権が確定したときは、確定した更生債権の金額に応じて、第３章第３節の定めを適用する。ただし、上記債権が確定した日に既に弁済期が到来している免除後の元本等債権額については、上記債権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。
第３章第３節第１・２⑵②イにより、株式による代物弁済を行う必要がある場合は、裁判所の許可を得た上で、更生債権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日までにこれを行う。

第５章　株主の権利の変更
第１節　株式の取得
更生会社は、第６章第１節に定める株式発行の効力発生日に、同日時点で発行済株式の全額を無償で取得する。
第２節　株式の消却
更生会社は、第６章第１節に定める株式発行の効力発生日において、その保有する本章第１節により取得した自己株式の全部を消却する。
第３節　資本金の額の減少
更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少させる。
第１　更生計画認可決定時
１　減少する資本金の額　金4550万円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
当該資本金の額の減少の効力は、更生計画認可決定日に生ずる。
第２　更生計画認可決定確定後
１　減少する資本金の額　金１億円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
当該資本金の額の減少の効力は、第６章第１節に定める募集株式発行の効力発生日に生ずる。

第６章　株式の発行
第１節　払込みによる株式の発行
更生会社は、以下のとおり、新たに払込みを受けて、募集株式を発行する。
第１　募集株式の内容
１　募集株式の種類　普通株式
２　募集株式の数　600株
３　払込金額　１株につき金５万円
４　払込金額の総額　金3000万円
第２　資本金の額及び資本準備金の額の増加額
１　増加する資本金　金3000万円
２　増加する資本準備金　金０円
第３　払込期日
更生計画認可決定日から４か月を経過する日の属する月の末日までとする。
第４　募集株式の割当の方法
管財人は、裁判所の許可を得て、管財人の指定する者に割り当てる。
第５　募集事項の変更
管財人は、裁判所の許可を得て、本節第１ないし第３の内容について変更することができる。
第２節　払込みによらない株式の発行
第１　Ａ種類株式の発行
更生会社は、以下のとおり、一般更生債権者に対して、払い込みによらないで、第９章による変更後の定款第８条に定める取得条項付株式（以下「Ａ種類株式」という。）を発行する。
１　株式の種類及び数
Ａ種類株式とし、株式の数は管財人が裁判所の許可を得て定める数とする。
２　株式の発行により増加する資本金及び資本準備金
増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則に基づき計上可能な金額の範囲で、管財人が裁判所の許可を得て定める額とする。
３　割当方法
更生会社は、裁判所の許可を得て、別表14「一般更生債権弁済計画表」記載の元本等債権額1000万円超の一般更生債権者に対し、第３章第３節第１・２⑵②イ㈠に定めるところにしたがってＡ種類株式を割り当てる。なお、Ａ種類株式の割当株式数の計算において生じる１株未満の端数は切り捨てる。
その内訳は、別表17「払込みによらない株式割当表」のとおりである。
４　株式の効力発生日
上記１ないし３によるＡ種類株式の発行は、更生計画認可決定日から４か月以内の管財人が裁判所の許可を得て定めた日にその効力が生ずるものとし、Ａ種類株式の割当対象となる一般更生債権者は、同日付でＡ種類株式の株主となる。
５　Ａ種類株式の割当を受ける権利の放棄
一般更生債権者は、更生計画認可決定日から２週間以内に、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。
ⅰ）代物弁済として株式の割当を受ける権利の全部を放棄すること
ⅱ）更生債権者１名当たりに割り当てられるＡ種類株式の株式数について、そのＡ種類株式の議決権の数の割合が当該株式の効力発生日における議決権総数（普通株式及びＡ種類株式の合計数）の５％相当の株式数を上限とし、それを超える部分について、Ａ種類株式に代えてＢ種類株式の割当を請求すること
当該一般更生債権者は、上記ⅰ）又はⅱ）を選択する場合は、更生計画認可決定日から２週間以内に、管財人に対して書面をもって通知するものとする。なお、当該通知期間内に管財人に対し書面による通知を行わない場合は、上記ⅰ）及びⅱ）のいずれも選択しなかったものとみなす。